

# 加古川市南農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育ての両立実現と、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

## 2. 内 容

目標1 子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できるための取組み

### 【対策】

- 令和2年4月～：女性職員の幅広い活躍を可能とする、具体的な能力開発プランの策定、実施。
- 令和2年4月～：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付等の制度に関する情報提供を行う。

目標2 年次有給休暇の取得の促進

### 【対策】

- 令和2年4月～：年次有給休暇取得計画表を作成し、職員ごとの休暇取得予定を明示する。
- 令和2年4月～：各部署内で業務の進行状況について情報共有を図り、休みやすい職場環境づくりを行う。

目標3 所定外労働の削減のための措置の実施

### 【対策】

- 令和2年4月～：管理職を対象とした勤怠管理を含む指揮命令について、教育活動を行う。
- 令和2年4月～：職員を対象として勤怠管理のルールを再徹底し、所定外労働時間の削減に対する取組みの周知を行う。
- 令和2年4月～：適切な人員配置および業務の見直しを行い、所定外労働時間の削減を図る。

目標4 職員及び地域において次世代育成支援対策への積極的な取組み

### 【対策】

- 令和2年4月～：子育て支援、就労支援のための保育園経営の継続。
- 令和2年4月～：保育園や小学校等、地域での各種収穫体験の実施やちやぐりんフェスタ等の食農教育を通して子どもの健全育成に継続して努める。